

インフォメーション

ご利用ください! 交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

[交通遺児等育成資金貸付(無利子)]

■ **対象**：自動車事故により保護者の方が亡くられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

■ **貸付金額**：一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円

■ **返還方法**：月賦又は月賦・半年賦併用による20年以内での均等払い

■ **返還猶予**：機構職員にご相談ください。

[重度後遺障害者介護料支給]

■ **対象**：自動車事故により、脳、脊髄、又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

■ **支給額**：月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給（短期入院費用があれば別途支給）

■ **支給期月**：支給月は3,6,9,12月で、3か月分を一括支給

お申し込み・お問い合わせ先

独立行政法人

自動車事故対策機構 旭川支所

電話 0166-40-0111

法務局における登記相談事務の予約について

旭川地方法務局稚内支局における登記の申請に関する相談については、平成25年1月4日(金)から予約制(正午から午後1時までの時間帯を除く。)となりますので、不動産登記(所有権移転・抵当権抹消登記等)及び商業・法人登記(会社設立・役員変更登記等)の申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお知らせします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますので、ご理解願います。

登記相談予約連絡先

旭川地方法務局稚内支局

電話 0162-33-1122

排水設備工事責任技術者資格登録更新のお知らせ

排水設備工事責任技術者資格の有効期間は5年間であり、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内及び申込書等を後日郵送しますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

■ **更新対象者**：平成20年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、又は資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成25年3月31日で満了する資格登録者

■ **受付期間**：平成25年1月15日(火)～23日(水)

9時～正午、13時～15時30分

■ **更新方法**：手続き終了後、更新用テキストを配付します。

■ **手数料**：6,000円[更新手数料(テキスト代込)及び資格認定証交付等手数料]

お問い合わせ先

経済課管理グループ

(上下水道担当)

電話 5-1116 (内線267)

告知端末機 5-8816

※申込場所については、実施案内を参照してください。

十月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

暮しむき似し者同志秋刀魚買ふ

藤岡 芙美

氷塊に尖りし秋刀魚買いにけり

横山 貞雄

母の背を回りし煙初秋刀魚

富樫とも子

秋刀魚焼くフル回転の換気扇

佐藤 光朗

スーパーの店頭に置く盛秋刀魚

熊谷千恵子

一匹の匂い充滿秋刀魚焼く

澤田 小浪

口尖るほどのまぶしき初秋刀魚

田中 徹男